

## 第45号議案に対する附帯決議

第2表 債務負担行為補正追加「芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム〔(仮称)公園案内棟／喫茶／工房・アート体験棟〕整備事業（令和4年度から令和5年度まで）」のうち、「(仮称)公園案内棟／喫茶／工房・アート体験棟 基本・実施設計業務委託料」について、基本設計委託料と実施設計委託料が「一体的で包括的な意見対応をするため」「当初のスケジュールで予定していた関係で」という理由により今議会で一括計上された。

しかし、以前より指摘されている(仮称)国際工芸美術館のイニシャルコスト（整備費の詳細、削減計画等）およびランニングコスト（施設の収支計画、運営管理計画、維持管理計画等）が令和4年第1回定例会文教社会常任委員会にて(仮称)国際工芸美術館の整備事業予算に対しての附帯決議が可決されたにも関わらず、未だ不明確な状態にある。

この様な状態で基本設計の後、議会審議を経ずに実施設計に入るのは極めて異例と言わざるを得ない。

よって、更なる説明責任を求め、以下決議する。

- 1 令和4年第1回定例会文教社会常任委員会の附帯決議を踏まえ、(仮称)国際工芸美術館のイニシャルコストやランニングコスト等の財政的な根拠を明確にし、議会へ報告する場をできる限り速やかに設けること。
- 2 (仮称)公園案内棟／喫茶／工房・アート体験棟の基本設計終了後、(仮称)公園案内棟／喫茶／工房・アート体験棟のイニシャルコストやランニングコスト等の具体的予算計画を策定し、議会へ報告する場を設けること。
- 3 上記報告する場を経た後、(仮称)公園案内棟／喫茶／工房・アート体験棟のより詳細な実施設計に入ること。

以上